（権限の委任）

第三十六条　法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomismacrochirus*（ブルーギル）、*Micropterusdolomieu*（コクチバス）及び*Micropterussalmoides*（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第八号、第九号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第十号、第十八号及び第十九号に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四　（略）

五	法第十一条第一項に規定する権限
六	法第十三条第一項から第三項までに規定する権限
七～十九	（略）

（略）

様式第四（第十七条関係）

（表）

第　　号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第４項の規定による身分証明書

写真

職名及び氏名
生年月日
年　月　日発行

主　務　大　臣　　印

（裏）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜すい
（土地への立入り等）

第13条　主務大臣等は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要となる情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。

２　主務大臣等は、第11条第１項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

３　主務大臣等は、その職員に前二項の規定による調査若しくは行為をさせる場合又はその委任した者に第１項の規定による調査をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

４　第１項又は第２項の規定により他人の土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　（略）

備考　この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格Ａ６とする。

（権限の委任）

第三十六条　法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomismacrochirus*（ブルーギル）、*Micropterusdolomieu*（コクチバス）及び*Micropterussalmoides*（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第五号まで、第七号、第八号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第九号、第十七号及び第十八号に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四　（略）

（新規）

五	法第十三条第一項及び第二項に規定する権限
六～十八	（略）

（略）

様式第四（第十七条関係）

（表）

第　　号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第３項の規定による身分証明書

写真

官職及び氏名
生年月日
年　月　日発行

主　務　大　臣　　印

（裏）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜すい
（土地への立入り等）

第13条　主務大臣等は、第11条第１項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

２　主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめその土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

３　第１項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　（略）

備考　この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格Ａ６とする。